

荒川区高齢者住宅改修給付事業に関するQ&A

令和7年4月1日

介護保険課給付係

【目次】

1. 対象とならない工事	1ページ
2. 入院中の申請	2ページ
3. 要介護認定申請中の申請	2ページ
4. 申請者の負担割合	2ページ
5. 区内転居の同一種目の申請	2ページ
6. 住宅改修費の支給方式	2ページ
7. 転倒防止給付(手すり)	3ページ
※70歳以上：介護認定がない方を対象	
8. 予防給付(手すり・段差解消・床材の変更・扉の取替え・便器の洋式化)	3ページ
※65歳以上：非該当（自立） 認定結果から6ヶ月以内の方が対象	
9. 設備改修給付(浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化)	4ページ
※65歳以上：介護認定がある方を対象	
10. 新設給付(床の新設、床に伴い浴槽、流し・洗面台、便器の新設)	4ページ
※65歳以上：介護認定がある方を対象	
11. 各給付共通事項	5ページ
12. その他	5ページ

1. [対象とならない工事]

No.	質 問	回 答
1	家が古く、壊れていたり水漏れがあるため、修理をしたいと考えています。給付の対象になりますか。	対象外です。 単なる老朽化や破損による修繕は、対象ではありません。
2	新築や大規模な増改築は対象になりますか。	対象外です。 家全体のリフォーム工事は、設備の取り替えとは異なるため、原則として対象外となります。
3	申請前に既に工事が終わっています。申請をすれば、給付を受けられますか。	対象外です。 <u>必ず工事前に申請する必要があります。</u>
4	洋式便器を暖房便座・温水洗浄便座に取替える場合は対象となりますか。	対象外です。 本給付はあくまでも和式便器を洋式便器に取替える改修を対象としています。
5	施工業者に相談し、既に工事の内容や工事日が決まっています。区に申請する上で注意することはありますか。	<u>既に工事内容が確定している場合は、給付の対象外となる場合があります。</u> ・ 区に申請書等を提出後、書類審査を行います。 ・ 改修項目によっては、区の職員による事前訪問調査があります。 ・ 書類に不備等がある場合や修正・追加書類の提出が必要になる場合があります。 ・ 改修内容を修正できるよう、余裕をもって区にご相談ください。
6	その他、給付の対象外となる場合はどのような時ですか。	① 本人が使用することを目的とした給付のため、家族のための改修は対象外です。 ② 安全を確保するための給付であり、趣味嗜好による必要以上に高価な材料や施工方法は対象外です。 ③ 居室をトイレに変更する等、用途が変わる場合は対象外です。 ④ 新たに居室や、トイレを設置する場合は対象外です。 ⑤ 現状の困っていることへの対応を目的とする給付のため、将来を見据えて行う改修は対象外です。 ＊その他、判断に困った場合は区にお問い合わせください。

2. [入院中の工事]

No.	質 問	回 答
7	現在、入院中です。申請は可能ですか。	入院中は原則として申請できません。 入院等によって身体の状態が変わる場合があるため、退院後の状態に合った改修が必要と判断されます。退院の予定が近づきましたら、まずはケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談下さい。

3. [要介護認定申請中の申請]

No.	質 問	回 答
8	要介護認定申請中、または認定更新中ですが、給付は可能ですか。	介護認定期間内であれば可能です。認定を受けていない期間は給付の対象外となります。

4. [申請者の負担割合]

No.	質 問	回 答
9	負担割合を知りたい場合はどうしたらよいですか。	介護保険負担割合証（黄色の証）に記載されていますので、ご確認ください。不明な場合は、ご本人またはご家族からの問い合わせに限り、回答を行っています。※電話による問合せも可能です。

5. [区内転居の同一種目の申請]

No.	質 問	回 答
10	荒川区内の別の住居で以前に給付を受けました。その後、区内転居しましたが、新しい住居でも給付は受けられますか。	同じ改修項目の場合は対象外です。

6. [住宅改修費の支給方式]

No.	質 問	回 答
11	区の高齢者住宅改修は給付券方式のみですか。	給付券方式のみです。償還払い方式は行っていません。

介護保険課給付係

7. 【転倒防止給付】

No.	質 問	回 答
12	施工業者はどのように探せばよいですか。	区では「 <u>転倒防止用手すり給付券取扱事業者</u> 」一覧を作成しています。区のホームページまたは介護保険課窓口で配布しています。 ※工事の依頼等については、直接施工業者にご相談下さい。
13	<u>工事はどの事業者にも依頼できますか。</u>	「 <u>転倒防止用手すり給付券取扱事業者</u> 」として登録されている施工業者に限ります。登録条件は、 <u>区内に事業所を有し、資格要件を満たした者が在籍していることが必要です。</u>
14	手すりの形状や材質で対象外となるものはありますか。	趣味・嗜好による必要以上に高価な材料や施工方法は対象外となります。
15	夫婦それぞれで申請することは可能ですか。	手すりを設置する箇所が異なる場合は可能です。
16	家族が手すりを取り付ける場合、材料費は給付の対象となりますか。	対象外です。 転倒防止給付は、家族による住宅改修を対象としていません。

8. 【予防給付】

No.	質 問	回 答
17	要介護認定結果が「非該当（自立）」の場合、20万円の給付は受けられますか。	非該当（自立）の要介護認定結果が出た日から、6ヶ月以内に申請を行った場合のみ、対象となります。 ※工事前・工事後の訪問調査があります。

介護保険課給付係

9. [設備改修給付]

No.	質 問	回 答
18	浴槽の跨ぎ高や浴槽の深さなど、改修のサイズに決まりはありますか。	区では数値の基準を設けていません。 工事前に区の職員がご自宅を訪問し、現況と身体の状態を確認します。※ケアマネジャー・施工事業者の立ち合いをお願いする場合があります。 各専門家の意見を確認した上で、給付の可否を判断します。
19	ユニットバスからユニットバスへの改修は可能ですか。	可能です。 浴槽部分が給付対象となります。 床材・扉・手すりは、介護保険住宅改修給付の対象となります。
20	介護保険住宅改修と併用できる給付はありますか。	便器の洋式化は、介護保険住宅改修給付の支給限度額を超える場合に併用可能です。

10. [新設給付]

No.	質 問	回 答
21	1階を居住空間に改修するための工事について教えてください。	もともと工場や店舗などとして使用していた1階部分を改修するケースを対象としています。 ※ガレージは除きます。 現在2階以上で生活しており、階段の上り下りが困難になった場合に、1階を居住空間に改修するための給付です。 ※一般の住宅は対象外です。
22	床の新設は行わず、 <u>浴槽、流し・洗面台、便器の新設</u> を単独で行うことはできますか。	1階に居室を作ることが前提の給付となるため、床の新設を行なったうえで、 <u>浴槽、流し・洗面台、便器</u> を設置する場合に限り対象となります。
23	床の面積制限はありますか。	面積制限はありません。

介護保険課給付係

11. [各給付共通事項]

No.	質 問	回 答
24	区は工事前に訪問調査を行いますか。	訪問調査を行います。 ただし「転倒防止給付」と「便器の洋式化」については訪問調査はありません。 調査後、給付が可能と判断した場合は、給付券をご本人宛に送付します。到着してから工事を開始してください。 ※工事完了後にも確認のため訪問調査を行います。
25	改修工事中に申請者が亡くなった場合、どうなりますか。	工事後に申請者が使用することが前提となるため、工事完了前に入院・入所・死亡等により住宅に戻らなくなった場合、給付金は交付されません。事前に十分ご検討ください。

12. [その他]

No.	質 問	回 答
26	介護保険料を滞納していますが、給付を受けられますか。	<u>滞納がある場合は対象外です。</u>
27	要介護認定を受けた高齢者が複数いる場合、給付を合算して使えますか。	合算して使うことは出来ません。 改修項目ごとに申請してください。
28	賃貸の住宅に住んでいます。共用部分に手すりを設置することは対象となりますか。	高齢者住宅改修は、申請者専用の居室に限られるのが原則です。 ただし、共同のトイレや洗面所など、通常の生活領域として認められる特別な事情がある場合は、住宅所有者（大家）の承諾を得たうえで改修が可能となる場合があります。 ※別紙「住宅改修承諾書」の提出が必要です。
29	現在は区外に住んでいますが、近々区内に引っ越し予定です。転入前に住宅改修をすることは可能ですか。	住民登録のある住所に対する給付となるため、転入後に申請してください。 ※新しい環境での、使い勝手等の動作確認を行い、必要な改修を検討することが大切です。
30	事業者登録は必要ですか。	区の住宅改修を行う場合、施工事業者が作成する「荒川区高齢者住宅改修給付事業に関する確約書」の提出が必要です。これにより施工が可能となります。 ※毎年度提出が必要です。

介護保険課給付係